

「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」 及び「国と地方の協議の場に関する法律案」の閣議決定を受けて

本日、政府は「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」及び「国と地方の協議の場に関する法律案」を閣議決定した。

両法律案は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる真の分権型社会の実現のために不可欠なものである。これらが法案化に至ったことを率直に評価するとともに、今後国会において審議が尽くされ、早期に成立することを期待する。

特に、地方が長年にわたって要請してきた「国と地方の協議の場の法制化」については、国と地方が共同で検討を進めたもので、これまでにない画期的なことである。その結果、制度設計も、企画・立案段階からの協議、広範な協議対象事項、分科会の明文化など地方側の意見を踏まえたものとなっており、高く評価したい。

義務付け・枠付けの見直しは、地方分権改革推進委員会の第3次勧告の一部にとどまっており、今後大幅に見直しが進まなければ、政府が掲げる「地域主権改革」の理念に沿った内容とは言い難く、不十分なものと言わざるを得ない。第3次勧告で具体的に講ずべき措置が示された892件のうち地方分権改革推進計画に記載されなかった項目について、現在各府省が見直しに向けた検討を行っているが、これらについて、勧告に沿った対応を着実に行うとともに、累次の勧告で示された事項すべてについても、地方の意見を踏まえ工程を明らかにし、速やかに見直しを進めることを強く求める。

政府が目指す地域主権改革の実現に向けては、上記に加え、地方税財源の充実確保、基礎自治体への権限移譲、一括交付金の制度設計、国の出先機関原則廃止に向けた見直し等多くの課題がある。これらについては、国と地方が十分協議し、政府が今夏に策定を予定している地域主権戦略大綱においてその内容や基本的考え方を明らかにすべく、早急に取り組むとともに、「地域主権改革」にふさわしい内容とされたい。

平成22年3月5日

地 方 六 団 体

全 国 知 事 会
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会
全 国 市 長 会
全 国 市 議 会 議 長 会
全 国 町 村 会
全 国 町 村 議 会 議 長 会